

## 大東文化大学機関リポジトリ運用規程

### (目的)

第1条 大東文化大学機関リポジトリは、大東文化大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された成果物、所蔵してきた資料、および本学の歴史に関する資料（以下「成果物等」という。）を収集し、恒久的に蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信および提供することにより、学術研究の発展に貢献するとともに、大学としての社会的責任を果たすことを目的とする。

### (登録対象成果物等)

第2条 本学機関リポジトリに登録する成果物等は、以下のとおりとする。

- 一 紀要類（本学で発行された紀要および本学に設置された団体が編集し、発行する学術論文集に掲載された論文等）
- 二 学位論文（博士）
- 三 博士論文の内容の要旨および論文審査結果の要旨
- 四 学術論文（全国的・広域的な団体の学会誌および学術雑誌に本学研究者が投稿して掲載された学術論文）
- 五 研究報告および調査報告（科学研究費補助金その他の外部資金による研究成果を含む）
- 六 学術会議等での発表資料
- 七 本学が所蔵する学問的・芸術的に貴重な資料
- 八 本学の歴史に関する資料
- 九 その他、図書館長が趣旨に合致すると認めたもの

### (登録申請者)

第3条 本学機関リポジトリに成果物等を登録申請できる者（以下「登録申請者」という。）は以下のとおりとする。

- 一 本学の教育職員および事務職員（常勤・非常勤を問わない。退職者を含む）
- 二 本学大学院博士後期正規課程に在籍する者および満期退学者
- 三 本学から博士の学位を授与された者
- 四 第2条第一号に定める紀要類を発行する学術団体
- 五 その他、図書館長が趣旨に合致すると認めた者

### (登録申請者・著作権者の責任)

第4条 登録された成果物等の内容に関する責任は、登録申請者または著作権者が負うものとする。

(管理および運用の主体)

第5条 本学機関リポジトリの管理運用は、大東文化大学図書館（以下「図書館」という。）が行うものとし、図書館長を責任者とする。

(免責事項)

第6条 図書館は、本学機関リポジトリに登録された成果物等の登録、公開、利用によって生じた登録申請者、著作権者または利用者のいかなる損害・不利益について、一切その責任を負わないものとする。

(公開の許諾)

第7条 登録する成果物等については、その公開について登録申請者の許諾を受けなければならない。許諾の範囲は以下のとおりとする。

- 一 電子媒体化した成果物等の電子機器画面での閲覧
- 二 電子媒体化した成果物等の印刷
- 三 電子媒体化した成果物等のダウンロードおよび保存
- 四 電子媒体化した成果物等の参照および引用

(本学機関リポジトリへの申請および登録)

第8条 登録申請者は申請を行うに際し、登録しようとする成果物等を図書館が定める電子媒体上の形式に加工し、第9条の定めに基づき、著作権処理を完了した上で、「大東文化大学機関リポジトリ 登録・公開許諾書」（以下「許諾書」という。）に記入し、加工した成果物等と併せて図書館長に提出しなければならない。

2 本学機関リポジトリにおける電子媒体上の環境に大幅な変更が生じた場合を除き、提出する成果物等の形式は PDF ファイルとする。ただし、図書館長が認めた場合、紙媒体での提出も可とする。

3 申請に基づく成果物等の登録は、図書館が行う。

(著作権の処理および利用許諾)

第9条 成果物等の著作権が登録申請者のみに帰属している場合には、登録申請者は第7条各号に掲げる利用の許諾に関し、許諾書に記入の上図書館長に提出しなければならない。

2 成果物等の著作権等が登録申請者を含め複数の者に帰属している場合には、登録申請者は第7条各号に掲げる利用を許諾することについて、他の著作権者から同意を得た上で許諾書に記入し、図書館長に提出しなければならない。

3 成果物等の著作権または成果物等の利用及び出版に関する権利等（以下「著作権等」

という。)が登録申請者以外の者に帰属している場合、登録申請者は第7条各号に掲げる利用を許諾することについて、当該著作権等を有する者から同意を得た上で許諾書に記入し、図書館長に提出しなければならない。

- 4 第2項及び第3項に定める場合において、登録申請者が成果物等について他の者の同意を得ることが困難な事情があるときには、著作権等の処理については図書館がこれを行う。

(公開)

第10条 図書館は、登録申請された成果物等をサーバ上に電子的に蓄積し、かつネットワークを通じて公開する。本学機関リポジトリの目的に照らし、原則として成果物等の全部を公開する。ただし、著作権等の理由により公開できないものについてはこの限りでない。

- 2 メタデータ(目録情報)については登録時からすべて公開する。

(無償提供)

第11条 図書館は、登録申請者よりその成果物等の提供を無償で受けるものとする。

(提供された成果物等の取扱)

第12条 図書館は、提供された成果物等を適切な状態で保存する。保存年限については、本学機関リポジトリの運用に大幅な変更が生じた場合を除き、無期限とする。

- 2 成果物等の著作権等は、登録後も図書館に委譲されることなく、登録申請者がこれを保持する。図書館は、登録申請者の許諾に基づいて成果物等を公開する。

(改変および削除)

第13条 登録申請者は、登録済みの成果物等に関して、改変を申し出ることができる。この場合には、図書館は、これを別バージョンの成果物等として更新する。また、登録申請者は、理由を付して成果物等の非公開または削除を本学図書館長に対して申請することができる。

- 2 成果物等に付随するメタデータの改変については、提供者からの申し出により図書館がこれを行う。なお、明らかな記述ミス等については、図書館の判断で修正できるものとする。

- 3 提供された成果物等が、法令上、または社会通念上問題があると判断された場合には、図書館はこれを削除する。なお、図書館は、本項の適用にあたっては、学術発展の障害となることのないように、十分に留意しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めのない本学機関リポジトリの運営に関する事項は、図書館と関係者の間で協議するものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、図書館運営委員会の議を経て図書館長が行う。

附則

この規程は、平成25年7月29日から施行実施する。